

お薬手帳について

お薬手帳の経緯

【成り立ち】

いわゆるお薬手帳への情報の記載は一部の医療機関や薬局において独自のサービスとして行われていたが、患者に対する薬剤に係る情報の提供を推進するため、薬局にて薬剤の名称や副作用等の情報を手帳へ記載することを2000年4月から診療報酬上、評価している。

【調剤報酬への加算理由/背景(平成12年度)】

○薬剤使用の適正化策の拡大と薬剤関連技術の適正評価

※(平成12年2月保険局公示)

(1) 患者への適正な情報提供の推進

薬剤に関する情報の患者に対する提供を推進

薬剤情報提供料1(手帳に記載) (新設): 15点(受付毎)



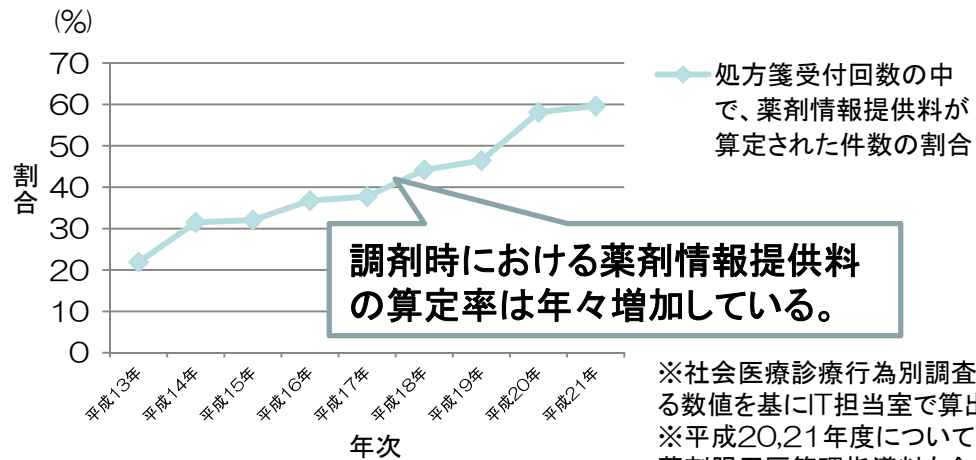
出典: 日本薬剤師会

【お薬手帳に関する、診療報酬「薬剤情報提供料」(平成22年度)】

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意事項を患者の求めに応じて手帳に記載した場合に、月4回に限り算定する。

お薬手帳の現状

【薬剤情報提供料の算定状況(お薬手帳の利用状況)】



○薬剤情報提供料(旧薬剤提供料1を含む)は2年毎に見直しが行われており、以下の見直しが行われた。

・平成16年 「薬剤情報提供料1」について点数変更「15点⇒17点」

・平成18年 「薬剤情報提供料1」から「薬剤情報提供料」へ変更。

それに伴い点数変更「17点⇒15点」

・平成20,21年度 後期高齢者については、「後期高齢者薬剤服用歴管理指導料」にて算定

※社会医療診療行為別調査で公表されている数値を基にIT担当室で算出
※平成20,21年度については、後期高齢者薬剤服用歴管理指導料も合わせて集計

【厚生労働省の見解】

「おくすり手帳」は、処方された医薬品の名前や飲む量、回数、飲み方などを記録し、携帯するための手帳であり、患者本人が自分の服用している薬の内容を過去に処方された薬を含めて把握し理解するのに役立つ。また、病院等の医療機関の医師・薬剤師と薬局薬剤師の情報の共有・連携が図られ、重複投与の防止やアレルギーへの注意喚起などの医療安全の向上に資するとともに、服薬状況や服薬指導状況の把握によるコンプライアンスの向上などが期待されるものである。医療安全向上などの観点から、今後とも「おくすり手帳」の普及促進を行っていくこととしたい。